

大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則…………… 4
- 大阪市震災支援対策室設置規則の一部を改正する規則…………… 5
- 大阪市平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行
細則の一部を改正する規則…………… 6
- 大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施
行規則の一部を改正する規則…………… 7

企業管理規程

- 大阪市病院局企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 8
- 大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程
の一部を改正する規程…………… 8
- 大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正
する規程…………… 10
- 大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関す
る規程の一部を改正する規程…………… 10

告 示

- 一般競争入札の執行（大阪市庁内情報ネットワークにおける小
規模事業所向け通信サービス提供）…………… 11
- 一般競争入札の執行（灯油等の購入）…………… 17
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告…………… 20
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告…………… 21
- 大阪都市計画公園事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写
しの縦覧…………… 23
- 大阪都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写
しの縦覧…………… 23
- 大阪都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可に係る図書の
写しの縦覧…………… 24
- 開発行為に関する工事の完了…………… 24
- 開発行為に関する工事の完了…………… 25
- 道路の位置指定…………… 26
- 道路の位置指定…………… 27
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和
の認定…………… 27

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定……………	27
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止……………	29
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止……………	29
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定……………	30
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更……………	34
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止……………	36
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定……………	37
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更……………	38
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止……………	38
○落札者等の公示……………	39
○落札者等の公示……………	40
○落札者等の公示……………	40
○落札者等の公示……………	41
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の 指定……………	41
○使用料及び物品売払代金の徴収事務委託（大阪市立近代美術館 （仮称）心斎橋展示室）……………	42
○都市公園法に基づく公園と道路の効用を兼ねる施設の管理に係 る公園管理者と道路管理者の協定の内容……………	42
○大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出に 関する公告……………	43
○市道の区域変更……………	44
○市道の供用開始……………	45
○市道の供用廃止……………	45
○放置自動車の処理……………	46
○大阪市史編纂所刊行物の代金収納事務委託……………	47
○大阪市立天王寺図書館ほか 6 施設の臨時休館……………	47
○大阪市議会議員一般選挙の当選人……………	48
○大阪市農業委員会委員選挙人名簿に登載されている者の総数の 2 分の 1 の数……………	51
○一般競争入札の執行（軽油等の購入）……………	51
○指定給水装置工事事業者の指定……………	54

公 告

○条件付一般競争入札の執行（土地の賃貸借）……………	55
○職員団体の登録事項（大阪市職員労働組合ほか3団体において専 従休職を与えられている者の氏名）……………	56
達	
○大阪市事務専決規程の一部改正……………	57
○大阪市財産運用委員会規程の一部改正……………	58
○大阪市埋立地分譲委員会規程の一部改正……………	58

公布された規則のあらまし**◇大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則**

- 1 危機管理室危機管理課の事務分掌に危機管理監の内部組織の文書、人事、予算及び物品に関することを追加することにした。
- 2 危機管理室に調整担当課長を新設することにした。
- 3 この規則は、平成23年4月15日から施行することにした。

（平成23年大阪市規則第72号 総務局行政部行政課）

◇大阪市震災支援対策室設置規則の一部を改正する規則

- 1 震災支援対策室に調整担当部長1名及び調整担当課長4名を新設することにした。
- 2 震災支援対策室に担当課長代理を置くことにしました。
- 3 この規則は、平成23年4月15日から施行することにした。

（平成23年大阪市規則第73号 総務局行政部行政課）

◇大阪市平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則

- 1 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律等の一部改正に伴い、規定を整備することにした。
- 2 この規則は、公布の日から施行し、第4条及び第7条の規定は、平成23年4月1日から適用することにした。

（平成23年大阪市規則第76号 こども青少年局子育て支援部管理課）

◇大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 東北地方太平洋沖地震に被災した者に係る入学料等の免除手続を定めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日から施行することにした。

（平成23年大阪市教育委員会規則第21号 教育委員会事務局学校経営管理センター学務担当）

公布された規程のあらまし**◇大阪市病院局企業職員給与規程の一部を改正する規程**

- 1 給料の減額の特例等を改めることにしました。
- 2 この規程は、公布の日から施行することにした。

(平成23年大阪市病院事業管理規程第30号 病院局総務部職員課)

◇大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

- 1 昇給の号給数決定の基礎となる勤務成績の評価に係る期間を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定を整備することにした。
- 3 この規程は、公布の日から施行することにした。

(平成23年大阪市病院事業管理規程第31号 病院局総務部職員課)

◇大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

- 1 育児短時間勤務をしている職員等に対する管理職手当の額を改めることにしました。
- 2 この規程は、公布の日から施行することにした。

(平成23年大阪市病院事業管理規程第32号 病院局総務部職員課)

◇大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

- 1 管理職手当の減額措置の適用を受ける範囲を改めることにしました。
- 2 この規程は、公布の日から施行することにした。

(平成23年大阪市病院事業管理規程第33号 病院局総務部職員課)

規 則

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年 4 月 14 日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第72号

大阪市事務分掌規則の一部を改正する規則

大阪市事務分掌規則（昭和24年大阪市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第10条危機管理課の項中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 危機管理監の内部組織の文書、人事、予算、決算及び物品に関すること
別表第3中危機管理室の項を次のように改める。

危機管理室	自主防災企画担当課長	1
	調整担当課長	1

附 則

この規則は、平成23年4月15日から施行する。

(平23. 4. 14揭示済)



大阪市震災支援対策室設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年4月14日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第73号

大阪市震災支援対策室設置規則の一部を改正する規則

大阪市震災支援対策室設置規則（平成23年大阪市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「事務分担」を「事務分担並びに担当係長以上を除く所属員の配置及び事務分担」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項中「担当課長」を「担当部長、担当課長、担当課長代理」に改め、同項を同条第10項とし、同条第6項中「担当課長」を「担当部長、担当課長、担当課長代理」に改め、同項を同条第9項とし、同条第5項中「室に」を「室に担当課長代理及び」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 7 担当課長代理の職名には、市長が定める所管事務を冠するものとする。
8 担当課長及び担当課長代理は、その職名に冠された事務を専管するほか、危機管理監が定める事務を専管する。この場合において、担当課長及び担当課長代理の事務分担は、危機管理監が定める。

第3条中第4項を削り、同条第3項中「2名」を「6名」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項の次に次の2項を加える。

- 3 室に調整担当部長を置く。
4 担当部長は、その職名に冠された事務を所管するほか、危機管理監が定める事務を所管する。

附 則

この規則は、平成23年4月15日から施行する。

(平23. 4. 14揭示済)

大阪市平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年 4 月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

大阪市規則第76号

大阪市平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大阪市平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行細則（平成22年大阪市規則第88号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大阪市平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行細則

第1条中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律（」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（」に、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

第1号様式中備考以外の部分を次のように改める。

第 号	
写 真	所 属 大阪市
	氏 名
	平成22年度等における子ども 手当の支給に関する法律第13 条第1項の規定による徴収金 に係る 徴収員証
	年 月 日生
	発 行 平成 年 月 日
	(有効期間 1 年)
	大阪市長
	印

第 2 号様式中備考以外の部分を次のように改める。

第	号	
写 真	所 属	大阪市
	氏 名	
		平成22年度等における子ども 手当の支給に関する法律第13 条第1項の規定による徴収金 の滞納処分に係る 差押え等従事職員の証
		年 月 日生
	発 行	平成 年 月 日 (有効期間 1 年)
	大阪市長	印

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪市平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行細則第4条及び第7条の規定は、平成23年4月1日から適用する。

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年4月14日

大 阪 市 教 育 委 員 会
委員長 佐 藤 友美子

大阪市教育委員会規則第21号

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行
規則の一部を改正する規則

大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保育料等に関する条例施行規則（昭和26年大阪市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（入学料等の免除手続）

第6条の2 条例附則第2項の規定により、入学検定料、入学料及び入園料の免除を受けようとする者は、別に定める様式の申請書を、入学又は入園する学校長又は幼稚園長を通じて教育長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、教育長は、その許否を決定し、前項の学校長又は幼稚園長を通じてその旨を本人に通知する。

第10条中「第5条第3項並びに第6条第3項及び第4項」を「第5条第3項、第6条第3項及び第4項並びに第6条の2」に改める。

附則中「第13条」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、大阪市立学校の入学料等及び幼稚園の保

育料等に関する条例の一部を改正する条例（平成23年大阪市条例第35号）の施行の日から適用する。

（平23. 4. 14揭示済）

企 業 管 理 規 程

大阪市病院局企業職員給与規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年4月22日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第30号

大阪市病院局企業職員給与規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員給与規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「において」を「の規定により適用し、又は」に改め、同条第5号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

第10条第1項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

- (1) 就業規程第7条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間に指定された期間又は時間

第10条第2項中「前項第2号」を「前項第3号の病気休暇」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年4月22日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第31号

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の初任給及び昇給等の基準に関する規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「局長」を「病院局長（以下「局長」という。）」に改める。

第 6 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、同条第 2 項中「次項」を「次項及び次条」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 6 条の 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 26 号）の適用を受ける者から人事交流等により引き続いて職員となった者の初任給を第 3 条から第 5 条までの規定により算定した場合において、算定した号給がその者の決定級における号給でないときは、これらの規定にかかわらず、その者が引き続いて職員となった日の前日に受けていた給料の月額を基準とし、他の職員との均衡を考慮して、その者の決定級における号給の範囲内で号給を調整し、決定することができる。

2 前条第 3 項の規定は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける者から人事交流等により引き続いて職員となった者の初任給について準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは「第 6 条の 2 第 1 項」と読み替えるものとする。

第 8 条中第 5 項を削る。

第 9 条中第 3 項を削る。

第 10 条第 1 項中「異動させた場合」を「異動させた場合又は局長が定めるこれらに準ずる場合」に、「移った日」を「移った日又は局長が定める日」に改める。

第 12 条第 1 項第 1 号中「（以下「勤務成績の評価」という。）」を削り、同項第 2 号中「勤務成績の評価」を「前号に規定する勤務成績の評価（同号に規定する期間における勤務成績の評価に基づいて昇給の号給数を決定することが著しく不適当であると局長が認める場合にあっては、昇給させる年度の前々年度の 9 月 30 日から昇給させる年度の 9 月 29 日までの期間における勤務成績の評価。次号及び第 4 号において「勤務成績の評価」という。）」に改める。

第 13 条第 1 項第 1 号中「者」を「者又は第 10 条第 1 項若しくは第 19 条の規定により号給を決定された者（第 10 条第 1 項ただし書の規定の適用を受ける者を除く。以下これらを「新たに職員となった者等」という。）」に、「なった日」を「なった日又は当該号給を決定された日（以下これらを「新たに職員となった日等」という。）」に改め、同条第 2 項第 6 号中「において」を「の規定により適用し、又は」に、「第 2 条の」を「第 2 条第 1 項の」に改める。

第 14 条第 1 号中「1 年間」を「3 年間」に、「者」を「者等」に、「なった日」を「なった日等」に改める。

第 16 条中「者（」を「者等（」に、「なった日」を「なった日等」に改める。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。



大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年4月22日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第32号

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程（平成21年大阪市病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「掲げる額」を「掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該額に給与規程第6条第13項に規定する算出率を乗じて得た額）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者の管理職手当の月額、別表の職欄に掲げる職に対応する同表の区分欄に定める区分に応じ、次の各号に掲げる額（同項に規定する短時間勤務の職を占める職員並びに地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該額に給与規程第6条第13項に規定する算出率を乗じて得た額）とする。

- (1) 1種 97,000円
- (2) 2種甲 72,000円
- (3) 2種乙 68,000円
- (4) 3種乙 57,000円
- (5) 3種丙 45,000円

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。



大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年4月22日

大阪市病院局長 瀧 藤 伸 英

大阪市病院事業管理規程第33号

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程の一部を改正する規程

大阪市病院局企業職員の管理職手当に関する規程の特例に関する規程（平成

22年大阪市病院事業管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「大阪市病院局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(平成21年大阪市病院事業管理規程第22号)附則第2項第1号の管理職手当の月額及び」を削る。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

告 示

大阪市告示第468号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当部局

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市総務局行政部総務課

電話：06-6208-7415

電子メール：ba0002@city.osaka.lg.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称及び数量

- ① 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス
提供 長期継続(政策企画室) 一式
- ② 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス
提供 長期継続(総務局) 一式
- ③ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス
提供 長期継続(市民局) 一式
- ④ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス
提供 長期継続(計画調整局) 一式
- ⑤ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス
提供 長期継続(健康福祉局) 一式
- ⑥ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス
提供 長期継続(こども青少年局) 一式
- ⑦ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス
提供 長期継続(ゆとりとみどり振興局) 一式

- ⑧ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（経済局） 一式
- ⑨ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（中央卸売市場） 一式
- ⑩ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（環境局） 一式
- ⑪ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（都市整備局） 一式
- ⑫ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（建設局） 一式
- ⑬ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（港湾局） 一式
- ⑭ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（消防局） 一式
- ⑮ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（教育委員会事務局） 一式
- ⑯ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（都島区役所） 一式
- ⑰ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（東淀川区役所） 一式
- ⑱ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（住之江区役所） 一式
- ⑲ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（東住吉区役所） 一式
- ⑳ 大阪市庁内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供 長期継続（平野区役所） 一式

(2) 役務の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成23年6月15日から平成27年3月31日までの間

(4) 履行場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、大阪市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、大阪市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、大阪市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を次の部署に行い、当該資格審査を受けること。

【入札参加資格審査関係部署】

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当（電話06-4395-7161）

ただし、平成23年5月17日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し

ない者であること

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
 - (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
 - (4) 平成23・24年度大阪市入札参加有資格者名簿に承認種目「10：情報処理 01：情報処理 08：その他情報処理」または「13：その他代行 16：電気通信事業 01：電気通信事業」で登録していること
 - (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める登録電気通信事業者または届出電気通信事業者であること
 - (6) 大阪市市内情報ネットワークにおける小規模事業所向け通信サービス提供と同種の実績を有していること
 - (7) 仕様書に定められた通信サービスを提供できることの証明書が提出できること
 - (8) 本件サービスに係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること
- 4 入札説明書、入札参加申請書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書等の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先
上記1に同じ（入札説明書等の交付については、大阪市ホームページ上にも掲載）
 - (2) 入札説明書等の交付方法
公示の日から平成23年5月17日（火）までの当局の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで無償により交付する。（午後0時15分から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札参加申請書等の受付期間
公示の日から平成23年5月17日（火）までの当局の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
 - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 入札日時 平成23年6月14日（火） 午前10時00分
 - (2) 入札場所 大阪市役所本庁舎地下1階 共通会議室
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は平成23年6月13日（月）午後5時30分までに担当部局（1に同じ）宛て必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年5月17日（火）午後5時30分までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。

なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札者決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達には、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) この調達には、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。

(3) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(4) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(5) 契約担当者は、①については政策企画室長山本仁、②については総務局長村上龍一、③については市民局長杉本佳英、④については計画調整局長北村英和、⑤については健康福祉局長壺阪敏幸、⑥についてはこども青少年局長森啓、⑦についてはゆとりとみどり振興局長野々村節子、⑧については経済局長鍵田剛、⑨については中央卸売市場長小倉健宏、⑩については環境局長玉井得雄、⑪については都市整備局長平岡博、⑫については建設局長西尾誠、⑬については港湾局長丸岡宏次、⑭については消防局長岡武男、⑮については教育長永井哲郎、⑯については都島区長中嶋紀子、⑰については東淀川区長久保田信也、⑱については住之江区長北岡均、⑲については東住吉区長東山潔、⑳については平野区長藤井清美とする。

(6) 本入札における「大阪市契約担当者大阪市総務局長 村上龍一」とは、9(5)における各契約担当者の連名と読み替える。

(7) 本件は、合併入札案件であり、契約については入札後、2(1)①から⑳ま

での契約ごとに締結する。なお、契約の締結は、9(5)の契約の担当者を行うこととする。

(8) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and estimated quantity of the service to be procured :

- ① Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Office of the Mayor) 1set
- ② Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(General Affairs Bureau) 1set
- ③ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Citizens' Affairs Bureau) 1set
- ④ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Planning and Coordination Bureau) 1set
- ⑤ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Public Health and Welfare Bureau) 1set
- ⑥ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Children and Youth Bureau) 1set
- ⑦ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Recreation and Tourism Bureau) 1set
- ⑧ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Economic Affairs Bureau) 1set
- ⑨ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Central Wholesale Markets) 1set
- ⑩ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Environment Bureau) 1set
- ⑪ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Urban Redevelopment and Housing Bureau) 1set
- ⑫ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System

- (Public Works Bureau) 1set
- ⑬ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Port and Harbor Bureau) 1set
- ⑭ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Fire Department) 1set
- ⑮ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Board of Education) 1set
- ⑯ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Miyakojima Ward Office) 1set
- ⑰ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Higashiyodogawa Ward Office) 1set
- ⑱ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Suminoe Ward Office) 1set
- ⑲ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Higashisumiyoshi Ward Office) 1set
- ⑳ Long Term Communication Services for Small Scale Branch
Offices with the Osaka City Intranet System
(Hirano Ward Office) 1set
- (2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation : 5:30 PM,
17 May 2011
- (3) The date and time for the submission of tenders :
10:00:AM, 14 June 2011
(tenders submitted by mail 5:30 PM, 13 June 2011)
- (4) Contact point where tender documents are available:
General Affairs Department, Administration Division, General
Affairs Bureau, The City of Osaka 3-20, Nakanoshima 1-chome, Kita-
ku, Osaka 530-8201, TEL: 06-6208-7415

(総務局行政部総務課)



大阪市告示第469号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項**(1) 購入物品及び予定数量**

① 灯油（平野下水処理場）	518 KL
② 灯油（環境局A）	205 KL
③ 灯油（環境局B）	127 KL
④ 揮発油（環境局）	157.5 KL
⑤ 揮発油（消防局）	120 KL
⑥ A重油（中浜下水処理場外41箇所）	178 KL
⑦ A重油（港湾局）	130 KL
⑧ 軽油（環境局）	324.4 KL

（以上、電子入札対象案件とする。）

(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。**(3) 納入期間 平成23年7月1日から同年9月30日までの間****(4) 納入場所 入札説明書による。****(5) 納入方法 入札説明書による。****(6) 入札方法 上記(1)①～⑧の物品ごとに入札に付する。****3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成23年5月12日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること**(2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと****(3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと****(4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33 石油類」で登録していること****(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること**

- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること
 - (7) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること
 - (8) 災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること
 - (9) 上記 2 (1)⑦の物品については、給油船による給油を行うことが可能である旨を証明した者であること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当部局（1 に同じ）
 - (2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成23年 5 月12日（木）まで無償により交付する。
 - (3) 入札参加申請書等の受付期間 公示の日の翌日から平成23年 5 月12日（木）午後 5 時まで
 - (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成23年 6 月 6 日（月）から同月 7 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで
 - ② 開札予定日時 平成23年 6 月 8 日（水）午後 1 時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
 - (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成23年 6 月 8 日（水）午後 1 時から午後 1 時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成23年 6 月 8 日（水）午後 1 時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1 に同じ）
- ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第 2 項に規定する郵便等による入札の場合は平成23年 6 月 7 日（火）午後 5 時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
- ただし、契約規則第37条第 1 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 保証人 不要
 - (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 入札者に要求される事項
- 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年

5月12日（木）午後5時までに、受付場所に指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札

なお、開札後落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 契約日以降に揮発油税及び軽油引取税の税率の改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。
- (5) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:

- | | |
|---|----------|
| ① Kerosine (Hirano Sewage Treatment Plant) | 518 KL |
| ② Kerosine (Environment Bureau A) | 205 KL |
| ③ Kerosine (Environment Bureau B) | 127 KL |
| ④ Gasoline (Environment Bureau) | 157.5 KL |
| ⑤ Gasoline (Osaka Municipal Fire Department) | 120 KL |
| ⑥ ClassA heavy oil (Nakahama Sewage Treatment Plant and 41places) | 178 KL |
| ⑦ ClassA heavy oil (Port & Harbor Bureau) | 130 KL |
| ⑧ Gas oil (Environment Bureau) | 324.4 KL |

- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:
5:00PM, 12 May 2011

- (3) The date and time for the submission of tenders:

- ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 6 Jun 2011 to 5:00PM, 7 Jun 2011
- ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 8 Jun 2011

③ by post: 5:00PM, 7 Jun 2011

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The
City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007,
TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部物品等契約担当)



大阪市告示第470号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、
特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収
支予算書については、大阪市民局市民部市政課において、公衆の縦覧に供す
る。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

申請に係る 特定非営利 活動法人に 係る事項	申請のあった年月日	平成23年3月28日
	名 称	特定非営利活動法人演芸で地域活性をする会
	代表者の氏名	陶山 高
	主たる事務所の所在地	大阪府中央区東心斎橋1丁目4番11号大和ビル8号館702-1号
	定款に記載された目的	この法人は、地域住民に対して演芸を通じて豊かな人間生活の向上を目指すべく設立し、各種事業を実行する事により地域住民の健康の増進と地域社会の活性化を目的とする。
	申請のあった年月日	平成23年3月30日
	名 称	NPO法人おひさま
	代表者の氏名	原 正夫
	主たる事務所の所在地	大阪府西淀川区佃3丁目16番20号
	定款に記載された目的	この法人は、地域で生活する介護を必要とする人や、その他障がいや、産前産後、子育てなど何らかの支援を必要とする人に対して、必要な支援を適切に提供し、介護する家族の支援及び子育て中の家族の支援を行うと共に、地域社会における人と人との繋がりを再構築する事業を行い、介護が必要であっても、障がいがあっても、子育て中でも社会との繋がりが断ち切られることなく、その人らしく、生きがいのある幸せな生活を応援し共生社会に向かう地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成23年3月30日
	名 称	特定非営利活動法人木霊の杜
	代表者の氏名	中野 伸一
	主たる事務所の所在地	大阪府中央区北久宝寺町1丁目5番6号株式会社グリーンウィンド内

	定款に記載された目的	この法人は、古来より地域コミュニティーの中心であったが、時代の変化とともに失われつつある鎮守の杜を再生することで、環境の保全と地域の活性化に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成23年4月4日
	名 称	NPO法人Dear Sports Creative
	代表者の氏名	森口 政俊
	主たる事務所の所在地	大阪市住吉区荻田4丁目4-10
	定款に記載された目的	この法人は、子どもを中心とした地域住民に対し、スポーツ活動を通じた世代間の交流を促し、社会的規範の向上や生涯学習などの事業を行う事により、もって社会教育やまちづくりの推進、及びスポーツの振興と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

(市民局市民部政課)

大阪市告示第471号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び収支予算書については、大阪市民局市民部政課において、公衆の縦覧に供する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

申 請 に 係 る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 に 係 る 事 項	申請のあった年月日	平成23年3月24日
	名 称	特定非営利活動法人ネットワーク地球村
	代表者の氏名	高木 善之
	主たる事務所の所在地	大阪市北区堂山町1番5号大阪合同ビル301号
	定款に記載された目的	この法人は、市民の主体的な活動のもと、環境調和社会、平和で幸せな社会の実現に向けて、広く一般市民、企業、政治家並びに行政への啓蒙、啓発に関する事業を行い、環境の保全、人権の擁護及び平和の推進並びに創造に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成23年3月25日
	名 称	特定非営利活動法人しあわせメンタースクール
	代表者の氏名	木下 ひとみ
	主たる事務所の所在地	大阪府中央区瓦屋町2丁目13番12号石井ビル3階8号

	定款に記載された目的	この法人は大人たち誰でもが、選択理論を基本にした「しあわせメンタースクール」で自分自身が「幸せ」を実感する事を学ぶことにより、次世代を担う子供達が生まれて来てよかったと思える健やかな人間育成のできる大人（メンター）を増やし、多発している児童虐待などの行為を減少させ、家庭環境に恵まれない児童がその資質と能力を十分に発揮できるよう健全な成長に繋げる支援をしていくことを目的とする。
	申請のあった年月日	平成23年4月1日
	名 称	特定非営利活動法人リスペクトの会
	代表者の氏名	中嶋 勇
	主たる事務所の所在地	大阪市平野区喜連3丁目1番51号
	定款に記載された目的	この法人は、高齢者・障害者の介護支援等に関する事業の実施を基本事業に捉え、社会的不利益を蒙っている（母子・父子家庭等）弱者の救済事業、災害被災者や生活困窮者の自立の為に就労支援、及び職業技術指導活動（自然食品加工・独居生活者への食事提供・住宅改修工事等）職場確保、労働者派遣、駅周辺道路の放置自転車対策環境正常化運動を目的とする撤去移動整備啓発行動を行い、地域住民全てに対して地域住民同士が助け合って、地域福祉の推進に寄与することを目的とする。
	申請のあった年月日	平成23年4月1日
	名 称	特定非営利活動法人福祉ネットワーク結
	代表者の氏名	仲川 一昭
	主たる事務所の所在地	大阪市都島区友渕町3丁目3番19号ローズマンション101号
定款に記載された目的	この法人は、次の目的をもって事業を行うものとする。“心の時代”を迎えボランティアや各種の社会活動に関心が高まっている。しかし、“はじめの一步”がなかなか踏み出せない。また、どのような活動先があり自分に適しているのかどうか見極めがつかなかったり、講習などで学んだ知識をどのように具体的に活かしたらいいのか解らないというのが現実ではないでしょうか。そこで、この法人は、地域社会の人たちが楽しく集い、語り合えるインターネット福祉サロン おおさかをハブ（要）として初心者を受け入れから情報の提供、学習・体験などのプロデュースならびにコーディネートその他を総合的に行うことによって、人と人との支えあいとにもくらせる豊かな地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。	

(市民局市民部政課)

~~~~~

**大阪市告示第472号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画公園事業の事業計画の変更の認可（平成23年大阪府告示第454号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

**1 送付のあった図書の写し**

大阪都市計画公園事業

（2・2・338号中之島西公園）

（3・3・62号南港東公園）

（4・3・3号津守中央公園）

（5・5・3号毛馬桜之宮公園）

（5・4・25号扇町公園）

**2 縦覧場所**

大阪市福島区野田1丁目1番86号

大阪市中央卸売市場本場業務管理棟6階

大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部計画課

（計画調整局計画部都市計画課）

**大阪市告示第473号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画道路事業の事業計画の変更の認可（平成23年大阪府告示第455号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

**1 送付のあった図書の写し**

大阪都市計画道路事業

（広路2号泉尾今里線及び一等大路第三類第6号九条深江線）

（一等大路第二類第4号難波片江線）

（一等大路第三類第8号芦原杭全線）

**2 縦覧場所**

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎11階

大阪市建設局道路部街路課

(計画調整局計画部都市計画課)

**大阪市告示第474号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、大阪都市計画下水道事業の事業計画の変更の認可（平成23年大阪府告示第456号）に係る図書の写しの送付があったので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、その図書の写しを次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

## 1 送付のあった図書の写し

大阪都市計画下水道事業

(大阪市十八条処理区公共下水道)

(大阪市中浜処理区公共下水道)

(大阪市放出処理区公共下水道)

(大阪市千島処理区公共下水道)

(大阪州市岡処理区公共下水道)

(大阪市此花処理区公共下水道)

## 2 縦覧場所

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号

大阪府咲洲庁舎33階

大阪市建設局下水道河川部調整課

(計画調整局計画部都市計画課)

**大阪市告示第475号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

## 1 許可番号

平成22年7月29日 大阪市指令計（規）第34号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市都島区友渕町1丁目8番26、8番27

## 3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府高槻市宮田町1丁目26番3号



株式会社マルヤス

代表取締役 安東 茂

## 4 設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概 要     |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                     |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|-------------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延 長     |     |           |                         |
| 下水道         | D=200mm | 13.300m | 大阪市 | —         | 集水ます II 型インバート付 3 ヲ所新設工 |
| 下水道         | D=150mm | 4.600m  | 大阪市 | —         | 集水ます II 型インバート付 4 ヲ所新設工 |
| 緑 地         | —       | —       | 開発者 | 開発者       | 面積 234.1m <sup>2</sup>  |

## 5 廃止された公共施設

| 公共施設の<br>種類 | 概 要     |        | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要              |
|-------------|---------|--------|-----|-----------|------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延 長    |     |           |                  |
| 下水道         | D=200mm | 1.000m | 大阪市 | —         | 集水ます I 型 2 ヲ所撤去工 |
| 下水道         | D=150mm | 0.500m | 大阪市 | —         | 集水ます I 型 1 ヲ所撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）



## 大阪市告示第476号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

## 1 許可番号

平成23年1月14日 大阪市指令計（規）第87号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市淀川区新高1丁目45番3

## 3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市淀川区十三東1丁目17番21号

株式会社ウインズシステム

代表取締役 木川 直喜

## 4 設置された公共施設

| 公共施設の<br>種類 | 概 要     |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                    |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|------------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延 長     |     |           |                        |
| 道 路         | 4.500m  | 15.720m | 開発者 | 開発者       | すみ切り2ヵ所含む。             |
| 下水道         | D=150mm | 2.900m  | 大阪市 | —         | 集水ますI型インバー<br>ト付1ヵ所新設工 |

## 5 廃止された公共施設

| 公共施設の<br>種類 | 概 要     |        | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要 |
|-------------|---------|--------|-----|-----------|-----|
|             | 幅員（管径）  | 延 長    |     |           |     |
| 下水道         | D=150mm | 2.550m | 大阪市 | —         |     |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部開発誘導課）



## 大阪市告示第477号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成23年3月22日

大阪市指令大計建確 第2063号

| 地 名         | 地 番                                                            | 道路幅員     | 道路延長        | 摘 要   |
|-------------|----------------------------------------------------------------|----------|-------------|-------|
| 旭区<br>赤川4丁目 | 1435番1<br>1435番2<br>1435番5<br>1436番2<br>1436番3の一部<br>1436番4の一部 | m<br>4.0 | m<br>13.615 | 袋路状道路 |

（計画調整局建築指導部建築企画課）



**大阪市告示第478号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 22 日

大阪市長 平 松 邦 夫

指定年月日及び指令番号

平成23年 3 月 31 日

大阪市指令大計建確 第2066号

| 地 名           | 地 番 | 道路幅員     | 道路延長       | 摘 要   |
|---------------|-----|----------|------------|-------|
| 旭区<br>大宮 5 丁目 | 9 番 | m<br>4.0 | m<br>16.40 | 袋路状道路 |

（計画調整局建築指導部建築企画課）

**大阪市告示第479号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成23年 4 月 22 日

大阪市長 平 松 邦 夫

・認定年月日及び認定番号

平成23年 4 月 11 日 第737号

・認定区域の名称

大阪市営放出西住宅 1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 6 号館

・認定区域の位置

大阪市城東区放出西 3 丁目 403 番 12 ほか18筆

（計画調整局建築指導部建築企画課）

**大阪市告示第480号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年 4 月 22 日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①ナガスナ眼科クリニック ②大阪市北区茶屋町2番19号 ③平成23年3月1日

①南森町眼科クリニック ②大阪市北区天神橋2丁目北1番12号 ③平成23年2月1日

①盛岡眼科 ②大阪市北区梅田1丁目1番3号 ③平成21年10月1日

①吉田眼科梅田診療所 ②大阪市北区堂島1丁目堂島地下街6号 ③平成23年1月27日

①堂島リーガクリニック ②大阪市福島区福島1丁目1番12号 ③平成23年2月1日

①葛西形成外科 ②大阪市中央区本町3丁目6番4号 ③平成23年2月1日

①木下内科 ②大阪市中央区本町3丁目3番9号 ③平成23年2月1日

①吉田クリニック ②大阪市中央区内本町1丁目2番15号 ③平成23年3月1日

①奥町内科 ②大阪市西区靱本町1丁目11番7号 ③平成23年3月1日

①ツツミ内科 ②大阪市西区立売堀3丁目2番1号 ③平成23年2月1日

①あおきクリニック ②大阪市天王寺区大道1丁目8番15号 ③平成23年2月9日

①桃坂クリニック ②大阪市天王寺区細工谷1丁目9番10号 ③平成23年3月2日

①西大阪病院 ②大阪市西淀川区柏里1丁目14番13号 ③平成23年2月1日

①ウヤマ・イマムラ医院 ②大阪市生野区中川5丁目5番5号 ③平成23年2月1日

①葵クリニック ②大阪市平野区平野北2丁目14番6号 ③平成23年2月1日

①デビューデンタルクリニック ②大阪市北区梅田1丁目13番13号 ③平成19年11月1日

①福森歯科クリニック分院 ②大阪市福島区鷺洲1丁目7番39号 ③平成23年2月1日

①川嶋歯科医院 ②大阪市中央区島之内1丁目20番11号 ③平成23年3月1日

①徐歯科医院 ②大阪市中央区難波1丁目7番6号 ③平成15年8月20日

①スギ薬局扇町店 ②大阪市北区天神橋3丁目8番23号 ③平成23年3月1日

①やすらぎ薬局毛馬店 ②大阪市都島区毛馬町2丁目9番27号 ③平成23年3月1日

①はな薬局野田店 ②大阪市福島区大開3丁目1番2-124号 ③平成23年2月1日

①スギ薬局堺筋本町店 ②大阪市中央区本町1丁目5番6号 ③平成23年3月1日

①コトブキ薬局ドーム前店 ②大阪市西区境川1丁目1番15-1号 ③平成23年3月1日

①ナイス訪問看護ステーション ②大阪市西区九条1丁目21番24号 ③平成23

年 3 月 1 日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

**大阪市告示第481号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①菊池医院 ②大阪市平野区平野市町3丁目5番19号 ③平成22年7月20日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

**大阪市告示第482号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①南森町眼科クリニック ②大阪市北区天神橋2丁目3番16号 ③平成23年1月31日

①盛岡眼科 ②大阪市北区梅田1丁目1番3号 ③平成21年9月30日

①山口医院 ②大阪市北区茶屋町2番19号 ③平成22年12月25日

①吉田眼科梅田診療所 ②大阪市北区曾根崎新地1丁目3番16号 ③平成23年1月26日

①葛西形成外科 ②大阪市西区西本町1丁目2番14号 ③平成23年1月31日

①あおきクリニック ②大阪市天王寺区大道1丁目8番15号 ③平成23年2月8日

①西大阪病院 ②大阪市西淀川区柏里1丁目14番13号 ③平成23年1月31日

①ウヤマイマムラ医院 ②大阪市生野区中川5丁目5番5号 ③平成23年1月31日

①葵クリニック ②大阪市平野区平野北2丁目14番6号 ③平成23年1月31日

①賀集医院 ②大阪市西成区天下茶屋3丁目19番15号 ③平成22年12月23日

①デビューデンタルクリニック ②大阪市北区梅田1丁目13番13号 ③平成19年10月31日

①さくら歯科・小児歯科医院 ②大阪市福島区鷺洲1丁目7番39号 ③平成23年1月31日

①徐歯科医院 ②大阪市中央区難波1丁目8番17号 ③平成15年7月30日

①藤本歯科医院 ②大阪市生野区勝山北1丁目22番10号 ③平成14年11月4日

①はな薬局野田店 ②大阪市福島区大開3丁目1番2-124号 ③平成23年1月31日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

### 大阪市告示第483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①アンポートケアセンター ②大阪市北区同心1丁目4番2-501号 ③訪問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①スギ薬局扇町店 ②大阪市北区天神橋3丁目8番23号 ③居宅療養管理指導（平成23年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年3月1日）

①宇都宮歯科 ②大阪市都島区大東町2丁目22番9号 ③居宅療養管理指導（平成16年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成18年4月1日）

①リハビリデイサービスnagomi都島店 ②大阪市都島区都島本通4丁目21番24号 ③通所介護（平成23年3月1日） 介護予防通所介護（平成23年3月1日）

①ケアステーションふくしま倶楽部 ②大阪市福島区鷺洲3丁目1番1-104号 ③訪問介護（平成23年3月1日） 福祉用具貸与（平成23年3月1日） 特定福祉用具販売（平成23年3月1日） 特定介護予防福祉用具販売（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成23年3月1日）

①福森歯科クリニック分院 ②大阪市福島区鷺洲1丁目7番39号 ③居宅療養管理指導（平成23年2月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年2月1日）

①スギ薬局堺筋本町店 ②大阪市中央区本町1丁目5番6号 ③居宅療養管理指導（平成23年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年3月1日）

①スマイリーサポートショップ ②大阪市中央区上町B番6号 ③福祉用具貸

与（平成23年3月1日） 特定福祉用具販売（平成23年3月1日） 特定介護  
予防福祉用具販売（平成23年3月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成23年3  
月1日）

①なのはな畑介護センター ②大阪府中央区北新町1番1号 ③訪問介護（平  
成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①すみれデイサービスセンター ②大阪府西区九条1丁目19番7号 ③認知症  
対応型通所介護（平成23年3月1日） 介護予防認知症対応型通所介護（平成  
23年3月1日）

①楽友福祉サービス ②大阪府西区立売堀1丁目7番18-703号 ③福祉用具貸  
与（平成23年3月1日） 特定福祉用具販売（平成23年3月1日） 特定介護  
予防福祉用具販売（平成23年3月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成23年3  
月1日）

①ナイスケアセンター ②大阪府港市区岡元町1丁目5番20号 ③訪問介護  
（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①港区南部地域包括支援センター ②大阪府港区八幡屋2丁目15番21号 ③介  
護予防支援（平成23年4月1日）

①田辺整形外科上本町クリニック ②大阪府天王寺区筆ヶ崎町5丁目52-208号  
③訪問リハビリテーション（平成23年3月1日） 通所リハビリテーション  
（平成23年3月1日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成23年3月1  
日） 介護予防通所リハビリテーション（平成23年3月1日）

①ヤマモト介護サービス天王寺東 ②大阪府天王寺区国分町9番12号 ③訪問  
介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①よしよし居宅介護支援事業所 ②大阪府天王寺区清水谷町1番9号 ③居宅  
介護支援（平成23年3月1日）

①よしよし訪問介護ステーション ②大阪府天王寺区清水谷町1番9号 ③訪  
問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①入野医院 ②大阪府浪速区元町2丁目1番16号 ③訪問看護（平成21年1月  
1日） 居宅療養管理指導（平成21年1月1日） 介護予防居宅療養管理指導  
（平成21年1月1日） 介護予防訪問看護（平成21年1月1日）

①西淀川区南西部地域包括支援センター ②大阪府西淀川区福町2丁目4番16  
号 ③介護予防支援（平成23年4月1日）

①ケアプランセンターはぐみ ②大阪府淀川区西中島6丁目1番1号 ③居宅  
介護支援（平成23年3月1日）

①訪問介護ステーションはぐみ ②大阪府淀川区西中島6丁目1番1号 ③訪  
問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）

①淀川区西部地域包括支援センター ②大阪府淀川区加島1丁目34番8号 ③  
介護予防支援（平成23年4月1日）

①淀川区南部地域包括支援センター ②大阪府淀川区十三元今里1丁目1番52  
号 ③介護予防支援（平成23年4月1日）

①ミサキケア ②大阪府東淀川区豊里2丁目7番20号 ③訪問介護（平成23年

- 3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)
- ①ケアホームそわか ②大阪市東成区中道2丁目9番48号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)
- ①いちごケアプランセンター ②大阪市生野区生野西3丁目5番84号 ③居宅介護支援(平成23年3月1日)
- ①いちごヘルパーステーション ②大阪市生野区生野西3丁目5番84号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)
- ①瑞光苑舍利寺ケアプランセンター ②大阪市生野区舍利寺3丁目10番12-205号 ③居宅介護支援(平成23年3月1日)
- ①瑞光苑舍利寺ヘルパーステーション ②大阪市生野区舍利寺3丁目10番12-205号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)
- ①ケアプラン一寸法師 ②大阪市旭区生江2丁目4番2号 ③居宅介護支援(平成23年3月1日)
- ①訪問介護一寸法師 ②大阪市旭区生江2丁目4番2号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)
- ①介護24城東 ②大阪市城東区永田2丁目15番17-307号 ③訪問介護(平成23年2月1日) 介護予防訪問介護(平成23年2月1日)
- ①ハート介護サービス城東 ②大阪市城東区関目2丁目7番10-105号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)
- ①ライラ薬局 ②大阪市城東区蒲生2丁目8番8号 ③居宅療養管理指導(平成22年7月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成22年7月1日)
- ①鶴見区西部地域包括支援センター ②大阪市鶴見区諸口6丁目1番13号 ③介護予防支援(平成23年4月1日)
- ①ヘルパーセンターだるま園 ②大阪市鶴見区諸口4丁目1番3号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)
- ①西中ケアプランセンター阿倍野 ②大阪市阿倍野区阪南町1丁目57番8号 ③居宅介護支援(平成23年3月1日)
- ①ぶどうケアプランセンター ②大阪市阿倍野区昭和町2丁目3番3-101号 ③居宅介護支援(平成23年3月1日)
- ①訪問介護ぶどう ②大阪市阿倍野区昭和町2丁目3番3-101号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)
- ①介護老人保健施設アロンティアクラブ ②大阪市住之江区北島2丁目7番32号 ③訪問リハビリテーション(平成23年2月1日) 介護予防訪問リハビリテーション(平成23年2月1日)
- ①森永歯科クリニック ②大阪市住之江区浜口西1丁目11番1号 ③居宅療養管理指導(平成23年1月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成23年1月1日)
- ①株式会社ウイル長居サービスセンター ②大阪市住吉区长居4丁目9番23-105号 ③訪問入浴介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問入浴介護(平成



23年3月1日)

①絆ひだまりの会あいあい遠里小野の家 ②大阪市住吉区遠里小野5丁目2番14号 ③通所介護(平成23年3月1日)

①デイサービスセンターサルビア ②大阪市住吉区荻田2丁目12番6号 ③通所介護(平成22年9月1日) 介護予防通所介護(平成22年9月1日)

①あかつきデイサービスセンター壱 ②大阪市東住吉区桑津2丁目9番13号 ③通所介護(平成23年3月1日) 介護予防通所介護(平成23年3月1日)

①介護支援センターさくら ②大阪市東住吉区西今川2丁目20番10号 ③居宅介護支援(平成23年2月1日)

①ソルコン今川居宅介護支援事業所 ②大阪市東住吉区駒川3丁目1番9号 ③居宅介護支援(平成23年3月1日)

①訪問介護みらい ②大阪市東住吉区東田辺3丁目25番15号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)

①有限会社かざみ ②大阪市東住吉区鷹合2丁目11番24号 ③福祉用具貸与(平成22年12月1日) 特定福祉用具販売(平成22年12月1日) 特定介護予防福祉用具販売(平成22年12月1日) 介護予防福祉用具貸与(平成22年12月1日)

①介護24ブルーグラス ②大阪市平野区平野西5丁目9番2-311号 ③訪問介護(平成23年2月1日) 介護予防訪問介護(平成23年2月1日)

①ケアステーショングローリアム ②大阪市平野区瓜破1丁目11番12号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)

①ケアセンターこんぺいとう ②大阪市平野区長吉六反2丁目2番89号 ③訪問介護(平成23年3月1日) 介護予防訪問介護(平成23年3月1日)

①ケアプランセンターみのり ②大阪市平野区平野西5丁目8番30号 ③居宅介護支援(平成23年1月1日)

①島津歯科 ②大阪市平野区喜連5丁目1番43号 ③居宅療養管理指導(平成23年3月1日)

①十全薬局 ②大阪市平野区平野元町10番23-103号 ③居宅療養管理指導(平成23年2月1日) 介護予防居宅療養管理指導(平成23年2月1日)

①平野区瓜破地域包括支援センター ②大阪市平野区瓜破2丁目1番65号 ③介護予防支援(平成23年4月1日)

①平野区喜連地域包括支援センター ②大阪市平野区喜連西3丁目15番23号 ③介護予防支援(平成23年4月1日)

①グループホーム花園南 ②大阪市西成区花園南1丁目13番24号 ③認知症対応型共同生活介護(平成23年3月1日) 介護予防認知症対応型共同生活介護(平成23年3月1日)

①コスモスの里 ②大阪市西成区松3丁目2番9号 ③通所介護(平成23年3月1日) 介護予防通所介護(平成23年3月1日)

①デイサービスうみ ②大阪市西成区花園北2丁目4番5号 ③通所介護(平成23年3月1日) 介護予防通所介護(平成23年3月1日)

- ①西成区東部地域包括支援センター ②大阪市西成区天下茶屋1丁目4番14号  
③介護予防支援（平成23年4月1日）
- ①ヘルパーステーション白い鳥西成 ②大阪市西成区玉出中1丁目15番2号  
③訪問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）
- ①ヤマモト介護サービス山王 ②大阪市西成区山王1丁目14番10号 ③訪問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）
- ①ヤマモト介護サービス千本中 ②大阪市西成区千本中1丁目18番21号 ③訪問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）
- ①ヤマモト介護サービス鶴見橋 ②大阪市西成区鶴見橋3丁目1番17号 ③訪問介護（平成23年3月1日） 介護予防訪問介護（平成23年3月1日）
- （健康福祉局生活福祉部保護課）



#### 大阪市告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

- ①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）
- ①もこもこセンター ②（旧）：大阪市北区同心2丁目5番20号 （新）：大阪市北区本庄東2丁目12番15号 ③訪問介護（平成22年1月1日） 居宅介護支援（平成22年1月1日） 介護予防訪問介護（平成22年1月1日）
- ①有限会社あいよケアサービス ②（旧）：大阪市福島区野田3丁目6番26号 （新）：大阪市福島区野田3丁目7番5号 ③訪問介護（平成21年7月1日） 居宅介護支援（平成21年7月1日） 介護予防訪問介護（平成21年7月1日）
- ①キャリア訪問看護ステーション ②（旧）：大阪市西区九条南3丁目6番27号 （新）：大阪市西区千代崎2丁目3番7-201号 ③訪問看護（平成22年11月1日） 介護予防訪問看護（平成22年11月1日）
- ①ステーション・みずき ②（旧）：大阪市淀川区新北野3丁目13番18-101号 （新）：大阪市淀川区塚本2丁目15番16号 ③訪問介護（平成21年11月1日） 居宅介護支援（平成21年11月1日） 介護予防訪問介護（平成21年11月1日）
- ①セコム新大阪訪問看護ステーション ②（旧）：大阪市淀川区東三国5丁目13番9-603号 （新）：大阪市淀川区三国本町3丁目28番8-203号 ③訪問看護（平成21年12月22日） 介護予防訪問看護（平成21年12月22日）
- ①株式会社テンツイーヤー ②（旧）：大阪市東淀川区淡路3丁目10番11号

- (新) : 大阪市東淀川区西淡路1丁目11番39号 ③訪問介護(平成23年1月1日) 居宅介護支援(平成23年1月1日) 介護予防訪問介護(平成23年1月1日)
- ①介護支援センターヒマワリ21 ②(旧) : 大阪市住之江区粉浜3丁目9番29号 (新) : 大阪市住之江区粉浜1丁目24番3号 ③訪問介護(平成22年3月5日) 介護予防訪問介護(平成22年3月5日)
- ①ケアプランセンターヒマワリ21粉浜 ②(旧) : 大阪市住之江区粉浜3丁目9番29号 (新) : 大阪市住之江区粉浜1丁目24番3号 ③居宅介護支援(平成22年3月5日)
- ①かがやきケアセンター ②(旧) : 大阪市東住吉区西今川4丁目14番6号 (新) : 大阪市東住吉区西今川4丁目15番19-103号 ③訪問介護(平成22年11月15日) 介護予防訪問介護(平成22年11月15日)
- ①かがやきケアプランセンター ②(旧) : 大阪市東住吉区西今川4丁目14番6号 (新) : 大阪市東住吉区西今川4丁目15番19-103号 ③居宅介護支援(平成22年11月15日)
- ①ヘルパーステーションヴァンサンク中野 ②(旧) : 大阪市東住吉区中野4丁目12番7-104号・105号 (新) : 大阪市東住吉区針中野4丁目12番34号 ③訪問介護(平成23年1月15日) 介護予防訪問介護(平成23年1月15日)
- ①赤いリングケアプランセンター ②(旧) : 大阪市平野区平野本町2丁目5番21号 (新) : 大阪市平野区喜連2丁目5番77-110号 ③居宅介護支援(平成22年4月1日)
- ①赤いリング訪問介護サービスセンター ②(旧) : 大阪市平野区平野本町2丁目5番21号 (新) : 大阪市平野区喜連2丁目5番77-110号 ③訪問介護(平成22年4月1日) 介護予防訪問介護(平成22年4月1日)
- ①赤いリング訪問看護ステーション ②(旧) : 大阪市平野区平野本町2丁目5番21号 (新) : 大阪市平野区喜連2丁目5番77-110号 ③訪問看護(平成22年4月1日) 介護予防訪問看護(平成22年4月1日)
- ①有限会社障害児サポートセンター ②(旧) : 大阪市西成区岸里東1丁目24番6-111号 (新) : 大阪市西成区玉出中1丁目8番25号 ③訪問介護(平成23年1月1日) 介護予防訪問介護(平成23年1月1日)
- ①ハーモニーケアサービス ②(旧) : 大阪市西成区花園北2丁目14番19号 (新) : 大阪市西成区花園北2丁目6番9号 ③訪問介護(平成23年1月1日) 居宅介護支援(平成23年1月1日) 介護予防訪問介護(平成23年1月1日)
- ①ヒューマンケアプランセンター ②(旧) : 大阪市西成区出城1丁目6番14号 (新) : 大阪市西成区南開1丁目6番10号 ③居宅介護支援(平成23年3月24日)

(健康福祉局生活福祉部保護課)



**大阪市告示第485号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（廃止年月日）

①さくら歯科・小児歯科医院 ②大阪市福島区鷺洲1丁目7番39号 ③居宅療養管理指導（平成23年1月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年1月31日）

①入野医院 ②大阪市浪速区元町2丁目1番16号 ③訪問看護（平成20年12月31日） 訪問リハビリテーション（平成20年12月31日） 居宅療養管理指導（平成20年12月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成20年12月31日） 介護予防訪問看護（平成20年12月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成20年12月31日）

①朝田医院 ②大阪市生野区田島2丁目3番12号 ③訪問看護（平成23年2月28日） 訪問リハビリテーション（平成23年2月28日） 居宅療養管理指導（平成23年2月28日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年2月28日） 介護予防訪問看護（平成23年2月28日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成23年2月28日）

①鶴山今村医院 ②大阪市生野区中川5丁目5番5号 ③訪問看護（平成23年1月31日） 訪問リハビリテーション（平成23年1月31日） 居宅療養管理指導（平成23年1月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年1月31日） 介護予防訪問看護（平成23年1月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成23年1月31日）

①富士薬局 ②大阪市生野区林寺4丁目10番22号 ③居宅療養管理指導（平成23年3月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成23年3月31日）

①辻野診療所 ②大阪市阿倍野区阪南町3丁目32番8号 ③訪問看護（平成20年12月31日） 訪問リハビリテーション（平成20年12月31日） 居宅療養管理指導（平成20年12月31日） 介護予防居宅療養管理指導（平成20年12月31日） 介護予防訪問看護（平成20年12月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成20年12月31日）

①有限会社かざみ ②大阪市阿倍野区阿倍野筋4丁目17番23号 ③福祉用具貸与（平成22年11月30日） 特定福祉用具販売（平成22年11月30日） 特定介護予防福祉用具販売（平成22年11月30日） 介護予防福祉用具貸与（平成22年11月30日）

①パセリケアセンター ②大阪市西成区天下茶屋東2丁目13番5号 ③訪問介護（平成23年1月31日） 介護予防訪問介護（平成23年1月31日）

（健康福祉局生活福祉部保護課）

## 大阪市告示第486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術者を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④指定年月日

①荒井 直哉 ②あい整骨院 谷6 ③大阪市中央区安堂寺町1丁目3番12号  
④平成23年3月1日

①上家 淳二 ②かみいえはり灸整骨院 ③大阪市西区本田2丁目5番1号  
④平成23年3月8日

①松崎 淳仁 ②泉尾たかし鍼灸整骨院 ③大阪市大正区泉尾1丁目31番12号  
④平成23年3月9日

①関野 圭介 ②あい整骨院 玉造 ③大阪市天王寺区玉造元町3番28号 ④  
平成23年3月1日

①前田 賢次 ②賢鍼灸マッサージ院 ③大阪市天王寺区勝山1丁目9番4号  
④平成23年3月1日

①西川 知良 ②だいこく整骨院 ③大阪市浪速区大国3丁目4番21号 ④平  
成22年12月24日

①大西 順 ②おおにし整骨院 ③大阪市西淀川区柏里2丁目1番23号 ④平  
成23年3月1日

①北野 友季子 ②西中島鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区西中島3丁目14番23-  
101号 ④平成23年3月1日

①倉田 秀萌 ②木川の森鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区木川東4丁目14番10-  
101号 ④平成23年3月1日

①野中 茂 ②はるか整骨院 ③大阪市淀川区西三国3丁目5番2号 ④平成  
23年3月1日

①林 靖 ②バーテブラ整骨院 ③大阪市東淀川区瑞光1丁目12番12号 ④平  
成23年3月1日

①岩崎 裕次 ②整骨院よしよし ③大阪市東成区東中本3丁目4番8号 ④  
平成23年2月1日

①辰己 昌之 ②たつみ鍼灸整骨院 ③大阪市旭区大宮1丁目13番6号 ④平  
成23年2月21日

①川村 智広 ②かわむら鍼灸整骨院 ③大阪市城東区今福東3丁目5番29-  
101号 ④平成23年3月1日

①靄 正樹 ②鍼灸整骨院 一休 ③大阪市城東区関目1丁目19番18-103号

④平成23年3月1日

①東川 貴俊 ②とがわ鍼灸院 ③大阪市城東区関目1丁目23番3号 ④平成23年2月16日

①甲斐 典睦 ②なる鍼灸院 ③大阪市鶴見区焼野2丁目南6番10-101号 ④平成23年3月1日

①嘉納 寛 ②さんと整骨院 ③大阪市阿倍野区松崎町3丁目6番10号 ④平成23年3月1日

①竹村 博 ②やなぎ整骨院 ③大阪市住之江区西住之江2丁目7番1号 ④平成23年3月1日

①池田 祐輔 ②i - P l u s いけだ整骨院 ③大阪市東住吉区針中野3丁目10番21-201号 ④平成23年3月1日

①本郷 勝也 ②あいの訪問マッサージサービス ③大阪市東住吉区田辺1丁目9番12号 ④平成23年3月13日

①片岡 貞男 ②みんなの整骨院 ③大阪市西成区長橋3丁目6番41号 ④平成23年2月1日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

#### 大阪市告示第487号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①米澤 広幸 ②（旧）：（往療専門） （新）：米澤指圧治療院 ③大阪市東住吉区照ヶ丘矢田3丁目7番19-207号 ④平成23年2月24日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

#### 大阪市告示第488号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①荒井 直哉 ②あい整骨院 玉造 ③大阪市天王寺区玉造元町3番28号 ④  
平成23年2月28日

①伊藤 翔大 ②おおにし整骨院 ③大阪市西淀川区柏里2丁目1番23号 ④  
平成23年2月28日

①正野 修 ②はるか整骨院 ③大阪市淀川区西三国3丁目5番2号 ④平成  
23年2月28日

①山本 実 ②西中島鍼灸整骨院 ③大阪市淀川区西中島3丁目14番23-101号  
④平成23年2月28日

①筑後 一二 ②中川整骨院 ③大阪市城東区今福東3丁目5番29-101号 ④  
平成23年2月28日

①松野 幹太 ②鍼灸整骨院 一休 ③大阪市城東区関目1丁目19番18-103号  
④平成23年2月28日

①前田 賢次 ②賢鍼灸マッサージ院 ③大阪市東住吉区田辺5丁目2番5号  
④平成23年2月28日

(健康福祉局生活福祉部保護課)

#### 大阪市告示第489号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

#### 【掲載順序】

##### ◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方法 ③落札決定日  
④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札告示日又  
は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

##### ◎健康福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

①平成22年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（未収金の滞納処分  
対応他2件） ②随意 ③平成23年2月10日 ④株式会社エヌ・ティ・テ  
ィ・データ関西（大阪市北区梅田3丁目3番20号） ⑤54,600,000円 ⑦政  
府調達に関する協定第15条第1項（d）及び地方公共団体の物品等又は特定  
役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号

(健康福祉局生活福祉部保険年金課)

**大阪市告示第490号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）  
⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 ゆとりとみどり振興局企画部庶務担当（大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟12階）

- ①鶴見緑地内施設で使用する電気 12,808,084kWh ②一般 ③23.2.16  
④関西電力株式会社 大阪市北区中之島3丁目6番16号 ⑤158,637,940円 ⑥22.12.3

（ゆとりとみどり振興局企画部庶務担当）

**大阪市告示第491号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥随意契約の場合はその理由

◎契約担当 選挙管理委員会事務局選挙担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①統一地方選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託（平成22年度）、一式 ②随意 ③23.2.9 ④株式会社ムサシ大阪支店 東大阪市長田中3丁目6番1号 ⑤17,567,970円 ⑥政府調達に関する協定第15条第1項（d）  
①統一地方選挙に係る投票管理システム運用及びサポート業務委託（平成23年度）、一式 ②随意 ③23.4.1 ④株式会社ムサシ大阪支店 東大阪市長田中3丁目6番1号 ⑤21,630,000円 ⑥政府調達に関する協定第15条第1項（d）

（選挙管理委員会事務局選挙課）





**大阪市告示第492号**

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

**【掲載順序】**

## ◎契約担当(所在地)

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日(随意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

## ◎契約担当 教育委員会事務局総務部総務課(大阪市北区中之島1丁目3番20号)

①専門高校情報処理教育用電子計算機組織一式 借入(長期継続) ②一般  
③23. 4. 1 ④富士通リース(株)関西支店 大阪市中央区城見2丁目2番53号 ⑤279,646,800円 ⑥23. 1. 21

(教育委員会事務局総務部総務課)

**大阪市告示第493号**

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、医療機関(更生医療・育成医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①クローバー薬局 ②北区天神橋二丁目5-15 グラン・ピア南森町1階 ③調剤 ④平成23年1月1日

①わかば薬局 ②淀川区塚本五丁目6-23 ③調剤 ④平成23年4月1日

①回生薬局 ②生野区勝山北一丁目2-1 ③調剤 ④平成23年1月1日

①スギ薬局 谷町四丁目店 ②中央区本町一丁目1-5 プラスサンビル1階 ③調剤 ④平成23年4月1日

①フォーユー薬局 ②旭区新森七丁目15-16 ③調剤 ④平成23年4月1日

①クルミ調剤薬局 ②北区浪花町9-1 ③調剤 ④平成23年4月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談課)

**大阪市告示第494号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号及び第4号の規定に基づき、使用料及び物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 施設名                      | 受託者                         | 委託期間                      |
|--------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 大阪市立近代美術館<br>(仮称) 心斎橋展示室 | 伊藤喜ベストメイツ（株）<br>代表取締役 伊藤 七郎 | 平成23年4月29日から<br>同年6月20日まで |

(ゆとりとみどり振興局文化部博物館群担当（近代美術館建設準備室）)

**大阪市告示第495号**

都市公園法（昭和31年4月20日法律第79号）第5条の2第1項及び第12条の6の規定に基づき、公園と道路の効用を兼ねる施設の管理について、公園管理者と道路管理者の協議が成立し、協定を締結したので、次のとおりその内容を告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 目的

この協定は、豊崎西公園と市道大淀区第15号線の効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）について、都市公園法第5条の2第1項の規定に基づき、管理の方法に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 兼用工作物の範囲

参考図のとおり

3 管理区分

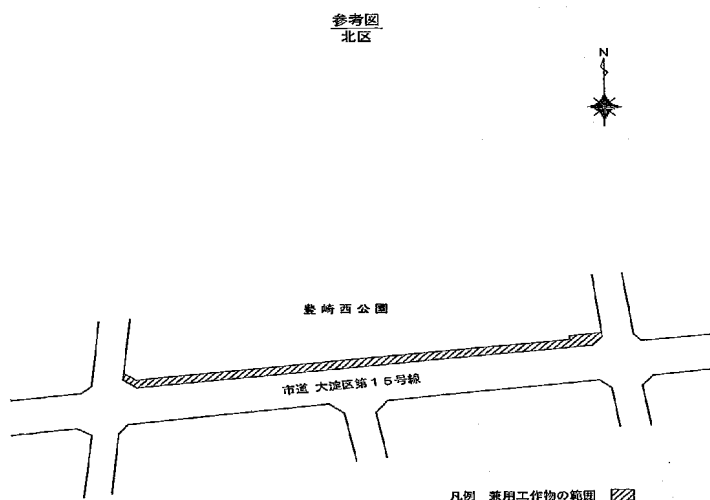
兼用工作物の管理は道路管理者で行う。但し、樹木、植樹帯、時計台及び周辺タイル舗装部の施設管理は公園管理者で行う。

4 管理瑕疵

兼用工作物の管理に関する瑕疵により生じた損害については、それぞれの管理者が責任を負う。

5 その他

この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度両管理者が協議して定める。



(ゆとりとみどり振興局緑化推進部管理課)

#### 大阪市告示第496号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

#### 1 届出の概要

##### (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

I K E A 鶴 浜

大阪市大正区鶴町2丁目125番2

##### (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ミカエル・パルムクイスト

千葉県船橋市浜町2丁目3番30号5階

##### (3) 変更事項

###### ① 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) I K E A 鶴 浜

(変更後) I K E A 鶴 浜

###### ② 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 大阪市大正区鶴町2丁目

(変更後) 大阪市大正区鶴町2丁目125番2

###### ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の法人代表者の氏名

(変更前) イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ラース・ペーテルソン

千葉県船橋市浜町 2 丁目 3 番 30 号 5 階

(変更後) イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ミカエル・パル  
ムクイスト

千葉県船橋市浜町 2 丁目 3 番 30 号 5 階

(4) 変更年月日

(3)① 平成20年 8 月 1 日

(3)② 平成20年 8 月 1 日

(3)③ 平成23年 1 月 1 日

2 届出年月日

平成23年 4 月 13 日

3 届出書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

大阪市経済局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北 2 丁目 1 番 10 号 A T C ビル O ' s 棟南館 4 階

(2) 期間

平成23年 4 月 22 日 (金) から同年 8 月 22 日 (月) まで

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで (日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の  
の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成23年 8 月 22 日 (月)

(2) 提出先

上記 3 (1) に同じ

(経済局産業振興部産業振興課)

大阪市告示第 497 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように  
市道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から 30 日間一般の縦覧に供  
する。

平成 23 年 4 月 22 日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 路 線 名           | 区 間                              | 旧<br>新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員 | 敷 地 の<br>延 長 |
|-----------------|----------------------------------|-------------|--------------|--------------|
| 阿倍野区<br>第1018号線 | 阿倍野区阿倍野筋2丁目<br>37番の18地から         | 旧           | m<br>0.91    | m<br>26.68   |
|                 | 同 区同 2丁目<br>37番の18地まで<br>(参考図参照) | 新           | 2.30         | 26.68        |

(建設局管理部管理課)

**大阪市告示第498号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

| 路 線 名                    | 区 間                                                          | 供用開始の期日 |
|--------------------------|--------------------------------------------------------------|---------|
| 阿 倍 野 区<br>第 1 0 1 8 号 線 | 阿倍野区阿倍野筋2丁目<br>37番の18地から<br>同 区同 2丁目<br>37番の18地まで<br>(参考図参照) | 告 示 の 日 |

(建設局管理部管理課)

**大阪市告示第499号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を廃止する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年4月22日

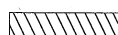
大阪市長 平 松 邦 夫

| 路 線 名                | 区 間                                          | 供用廃止の期日 |
|----------------------|----------------------------------------------|---------|
| 淀 川 区<br>第 1 1 7 号 線 | 淀川区塚本4丁目<br>70番の4地から<br>同 区同 4丁目<br>70番の4地まで | 告 示 の 日 |

(建設局管理部管理課)



## 凡 例

 新たに道路となる部分

 町 丁 界

## 説 明

阿倍野区第1018号線(1)(4)間のうち(2)(3)間を区域変更する。

## 大阪市告示第500号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年5月6日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| No. | 種 類                | 場 所            |
|-----|--------------------|----------------|
| 1   | 自動二輪車<br>(ホンダ 青色)  | 都島区都島本通4丁目23番先 |
| 2   | 普通自動車<br>(ミツビシ 白色) | 都島区都島南通1丁目15番先 |
| 3   | 自動二輪車<br>(カワサキ 赤色) | 都島区片町2丁目2番先    |
| 4   | 普通自動車<br>(ダイハツ 紺色) | 淀川区東三国3丁目12番先  |
| 5   | 自動二輪車<br>(ホンダ 銀色)  | 淀川区加島4丁目2番先    |
| 6   | 自動二輪車<br>(スズキ 青色)  | 淀川区三津屋南2丁目13番先 |

(建設局管理部路政課)

### 大阪市告示第501号

大阪市史編纂所<sup>さん</sup>刊行物の代金収納事務については、次の者に委託したので、地方自治法施行令第158条第2項に基づき告示する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

#### 1 委託先

大阪市西区北堀江4丁目3番2号

大阪市史料調査会

理事長 武知 京三

#### 2 委託内容

「大阪の歴史」

「大阪市史史料」

「新修大阪市史史料編」第1巻から第22巻まで（ただし第1巻、第2巻及び第14巻を除く）の代金収納事務

#### 3 委託期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(教育委員会事務局 大阪市史編纂所<sup>さん</sup>)

### 大阪市教育委員会告示第9号

大阪市立天王寺図書館ほか6館は、大阪市立図書館規則（昭和36年大阪市教育委員会規則第12号）第2条第2項第2号の規定に基づき、図書の特別整理のため臨時休館する。

平成23年 4 月22日

大 阪 市 教 育 委 員 会  
委員長 佐 藤 友美子

| 館 名    | 期 間                             |
|--------|---------------------------------|
| 天王寺図書館 | 平成23年 6 月14日（火）から同年 6 月19日（日）まで |
| 鶴 見図書館 |                                 |
| 住之江図書館 |                                 |
| 都 島図書館 | 平成23年 9 月27日（火）から同年10月 2 日（日）まで |
| 港 図書館  |                                 |
| 平野 図書館 |                                 |
| 西成 図書館 |                                 |

（教育委員会事務局 中央図書館）



大阪市選挙管理委員会告示第13号

平成23年 4 月10日執行の大阪市議会議員一般選挙において、次の者が当選した。

平成23年 4 月11日

大 阪 市 選 挙 管 理 委 員 会  
委員長 小 林 喬

| 選挙区名 | 住 所                          | 氏 名   |
|------|------------------------------|-------|
| 北区   | 大阪市北区長柄西 1 丁目 7 番48号         | 美延 映夫 |
| 北区   | 大阪市北区豊崎 1 丁目 1 番 9 号         | 小玉 隆子 |
| 北区   | 大阪市北区与力町 1 番18-2004号         | 吉村 洋文 |
| 都島区  | 大阪市都島区網島町14番 8 -301号         | 松原 昌平 |
| 都島区  | 大阪市都島区東野田町 4 丁目 1 番 3 号      | 井戸 正利 |
| 都島区  | 大阪市都島区都島中通 3 丁目 5 番43-1212号  | 八尾 進  |
| 福島区  | 大阪市福島区鷺洲 2 丁目10番 8 号         | 広田 和美 |
| 福島区  | 大阪市福島区海老江 3 丁目 5 番12号        | 太田 晶也 |
| 此花区  | 大阪市此花区春日出中1丁目 3 番19-302号     | 大内 啓治 |
| 此花区  | 大阪市此花区伝法 2 丁目10番32号          | 青江 達夫 |
| 中央区  | 大阪府大阪市中央区高津 3 丁目16番13号       | 有本 純子 |
| 中央区  | 大阪府大阪市中央区安堂寺町 2 丁目2番27号702号室 | 村上 満由 |
| 西区   | 大阪市西区九条南 2 丁目 3 番22号         | 永井 啓介 |
| 西区   | 大阪市西区南堀江 4 丁目28番 6 号803      | 東 貴之  |
| 港区   | 大阪市港区磯路 2 丁目21番 8 -1206号     | 奥野 正美 |
| 港区   | 大阪市港区夕風 2 丁目 4 番24号          | 井上 英孝 |
| 港区   | 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番30-2102号     | 西 徳人  |



|      |                             |        |
|------|-----------------------------|--------|
| 大正区  | 大阪市大正区三軒家東6丁目8番17号          | 出雲 輝英  |
| 大正区  | 大阪市大正区三軒家西2丁目6番8号           | 金澤 一博  |
| 大正区  | 大阪市大正区泉尾7丁目10番2-1509号       | 小原 孝志  |
| 天王寺区 | 大阪市天王寺区真法院町20番3号            | 福島 真治  |
| 天王寺区 | 大阪市天王寺区玉造元町5番2号             | 足高 將司  |
| 浪速区  | 大阪市浪速区戎本町二丁目十番十九号           | 富岡 朋治  |
| 浪速区  | 大阪市浪速区塩草1丁目3番7号             | 森山 禎久  |
| 西淀川区 | 大阪市西淀川区姫島6丁目10番10号          | 荒木 幹男  |
| 西淀川区 | 大阪市西淀川区野里1丁目24番4号           | 佐々木 哲夫 |
| 西淀川区 | 大阪市西淀川区歌島3丁目8番1-814号        | 北山 良三  |
| 淀川区  | 大阪市淀川区十三本町2丁目14番3号          | 市位 謙太  |
| 淀川区  | 大阪市淀川区木川西2丁目6番18号           | 杉田 忠裕  |
| 淀川区  | 大阪市淀川区野中北2丁目3番5-615号        | 寺戸 月美  |
| 淀川区  | 大阪市淀川区塚本2丁目28番14-601号       | 北野 妙子  |
| 淀川区  | 大阪市淀川区東三国6丁目1番1-1308号       | 山下 昌彦  |
| 東淀川区 | 大阪市東淀川区小松3丁目9番20号           | 小笹 正博  |
| 東淀川区 | 大阪市東淀川区豊新5丁目18番21号          | 村上 栄二  |
| 東淀川区 | 大阪市東淀川区東淡路2丁目17番13号         | 床田 正勝  |
| 東淀川区 | 大阪市東淀川区大桐1丁目9番4号            | 守島 正   |
| 東淀川区 | 大阪市東淀川区豊里2丁目22番11-801号      | 長尾 秀樹  |
| 東淀川区 | 大阪市東淀川区下新庄5丁目26番19-702号     | 岩崎 賢太  |
| 東成区  | 大阪市東成区中本2丁目12番1号            | 岡崎 太   |
| 東成区  | 大阪市東成区中本5丁目12番31-704号       | 川嶋 広稔  |
| 東成区  | 大阪市東成区東中本3丁目3番7号            | 待場 康生  |
| 生野区  | 大阪市生野区勝山北4丁目12番2号           | 木下 誠   |
| 生野区  | 大阪市生野区勝山南4丁目3番7号            | 黒田 當士  |
| 生野区  | 大阪市生野区巽北3丁目13番25-503号       | 角谷 庄一  |
| 生野区  | 大阪市生野区巽南1丁目18番1号 サニーホームズ201 | 武 直樹   |
| 生野区  | 大阪市生野区中川2丁目11番11号           | 山田 正和  |
| 旭区   | 大阪市旭区今市1丁目15番25号            | 福田 賢治  |
| 旭区   | 大阪市旭区大宮3丁目18番14号            | 西崎 照明  |
| 旭区   | 大阪府大阪市旭区大宮1丁目8番5号           | 木下 一馬  |
| 城東区  | 大阪市城東区成育4丁目26番36号           | 明石 直樹  |
| 城東区  | 大阪市城東区今福西3丁目9番43号           | 西川 裕二  |
| 城東区  | 大阪市城東区成育1丁目7番30号野江ビル301号    | 飯田 哲史  |
| 城東区  | 大阪市城東区今福東2丁目3番29号           | 山中 智子  |
| 城東区  | 大阪市城東区鳴野東1丁目13番9号           | 本田 リエ  |
| 鶴見区  | 大阪市鶴見区諸口4丁目1番22号            | 土岐 恭生  |

|      |                          |        |
|------|--------------------------|--------|
| 鶴見区  | 大阪府大阪市鶴見区横堤3丁目10番20-708号 | 今井 篤   |
| 鶴見区  | 大阪府大阪市鶴見区浜3丁目8番34号       | 大橋 一隆  |
| 阿倍野区 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目7-20-3105  | 丹野 壮治  |
| 阿倍野区 | 大阪府大阪市阿倍野区阪南町3丁目1番8-205号 | 梅園 周   |
| 阿倍野区 | 大阪市阿倍野区阿倍野筋3丁目10番1-1208号 | 木下 吉信  |
| 阿倍野区 | 大阪市阿倍野区天王寺町北2丁目10番12号    | 島田 真理  |
| 住之江区 | 大阪市住之江区南港中4丁目7番23-330号   | 高野 伸生  |
| 住之江区 | 大阪市住之江区北加賀屋1丁目4番26-621号  | 松崎 孔   |
| 住之江区 | 大阪市住之江区粉浜西1丁目8番5号        | 片山 一步  |
| 住之江区 | 大阪市住之江区浜口東2丁目1番1号        | 石原 信幸  |
| 住吉区  | 大阪市住吉区東粉浜1丁目13番20号       | 高山 仁   |
| 住吉区  | 大阪市住吉区長居東4丁目20番22-406号   | 井上 浩   |
| 住吉区  | 大阪市住吉区長居3丁目14番7号         | 多賀谷 俊史 |
| 住吉区  | 大阪市住吉区我孫子東2丁目9番24-603号   | 河崙 大樹  |
| 住吉区  | 大阪市住吉区山之内元町5番5-101号      | 伊藤 良夏  |
| 東住吉区 | 大阪市東住吉区駒川3丁目1番10号        | 加藤 仁子  |
| 東住吉区 | 大阪市東住吉区照ヶ丘矢田1-20-5       | 辻 義隆   |
| 東住吉区 | 大阪市東住吉区駒川3丁目15番9-603号    | 山本 修子  |
| 東住吉区 | 大阪市東住吉区桑津4丁目2番5号         | 坂井 良和  |
| 東住吉区 | 大阪市東住吉区田辺5丁目9番12号        | 田辺 信広  |
| 平野区  | 大阪市平野区平野北1丁目9番14-903号    | 杉村 幸太郎 |
| 平野区  | 大阪市平野区平野東3丁目5番20-501号    | 改発 康秀  |
| 平野区  | 大阪府大阪市平野区長吉川辺1丁目3番15号    | 新田 孝   |
| 平野区  | 大阪市平野区流町1丁目6番4号          | 漆原 良光  |
| 平野区  | 大阪市平野区加美正覚寺1丁目22番4号      | 小川 陽太  |
| 平野区  | 大阪府大阪市平野区喜連東2丁目1番58号     | 田中 宏樹  |
| 西成区  | 大阪市西成区南津守3丁目1番48号        | 尾上 康雄  |
| 西成区  | 大阪市西成区山王1丁目12番4号         | 柳本 顕   |
| 西成区  | 大阪市西成区千本中2丁目11番7号        | 松山 淳子  |
| 西成区  | 大阪市西成区長橋1丁目11番10号        | 小林 道弘  |
| 西成区  | 大阪市西成区天下茶屋東1丁目14番19号     | 前田 修身  |

(選挙管理委員会事務局選挙課)

(平23. 4. 11揭示済)



**大阪市選挙管理委員会告示第14号**

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第5項の規定による

平成23年3月31日確定した大阪市農業委員会委員選挙人名簿に登載されている者の総数の2分の1の数は、465人である。

平成23年4月22日

大阪市選挙管理委員会  
委員長 小林 喬  
(選挙管理委員会事務局選挙課)

**大阪市交通局告示第22号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年4月22日

大阪市交通局長 新 谷 和 英

**1 担当部局**

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局契約部物品等契約担当 電話 06-4395-7161

**2 入札に付する事項****(1) 購入物品及び予定数量**

|                  |        |
|------------------|--------|
| ア 軽油A            | 850 KL |
| イ 軽油B            | 600 KL |
| ウ 軽油C            | 810 KL |
| エ 軽油D            | 580 KL |
| オ バイオディーゼル燃料（B5） | 230 KL |

（以上、電子入札対象案件とする。）

**(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。****(3) 納入期間 平成23年7月1日から同年9月30日までの間****(4) 納入場所 入札説明書による。****(5) 納入方法 当局が指定した日時に、指定する数量を納入すること****(6) 入札方法 上記(1)ア～オの物品ごとに入札に付する。****3 入札参加資格**

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査においてその資格を認められた者は、入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば、当該審査を行う。ただし、平成23年5月12日（木）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

**(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当し**

ない者であること

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと
- (4) 平成23・24年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33 石油類」で登録していること
- (5) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること
- (6) 当該購入物品の規格に合致した物品を確実にかつ十分に納入し得ることを証明した者であること
- (7) 上記2(1)ア、イ、ウ及びエの物品については、災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること

#### 4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先  
大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 契約条項を示す場所  
ア システム上  
イ 〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局庁舎3階  
大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6256
- (3) 入札説明書等の交付方法  
公示日から平成23年5月12日（木）まで無償により交付する。（ただし、本市の休日を除く。）
- (4) 入札参加申請書等の受付期間  
公示日の翌開庁日から平成23年5月12日（木）午後5時まで（ただし、本市の休日を除く。）
- (5) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

#### 5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合  
ア 入札書受付期間  
平成23年6月6日（月）及び同月7日（火）の午前9時から午後5時まで  
イ 開札予定日時 平成23年6月8日（水）午後1時30分  
ウ 場所 システム上
- (2) 紙入札による場合  
ア 入札書受付期間  
平成23年6月8日（水）午後1時から午後1時30分まで  
イ 開札予定日時 平成23年6月8日（水）午後1時30分  
ウ 場所 大阪市契約管財局契約部入札室（1に同じ）

ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、平成23年6月7日（火）午後5時までに必着のこと

#### 6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成23年5月12日（木）午後5時までに、受付場所に持参又は郵送等により必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

#### 8 入札の無効

契約規程第24条第1項の規定に該当する入札は、無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

#### 9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに、落札者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

(4) 契約日以降に軽油引取税の税率の改定があった場合は、改定後の税率に基づき契約を変更する。

(5) 詳細は入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:
- ① Gas oil A 850 KL
  - ② Gas oil B 600 KL
  - ③ Gas oil C 810 KL
  - ④ Gas oil D 580 KL
  - ⑤ Mixture gas oil of bio diesel fuel 5% (B 5) 230 KL
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:  
5:00PM, 12 May 2011
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- ① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 6 June 2011 to 5:00PM, 7 June 2011
  - ② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 8 June 2011
  - ③ by post: 5:00PM, 7 June 2011
- (4) A contact point where tender documents are available: Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL 06-4395-7161

(交通局総務部経理課)

### 大阪市水道局告示第24号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成23年4月22日

大阪市水道局長 井 上 裕 之

| 名 称                      | 所 在 地                | 指 定 日      |
|--------------------------|----------------------|------------|
| 水まわりのペンギン堂<br>(株式会社ユニフレ) | 北区天満1丁目19番11号        | 平成23年4月11日 |
| 株式会社増田プラミング              | 東淀川区菅原2丁目3番40-19号    |            |
| 株式会社藤田工業                 | 淀川区加島3丁目中7番13号       |            |
| 中川エンジニア                  | 城東区新喜多1丁目7番12号       |            |
| 久保建設                     | 東成区東今里1丁目5番27号<br>4階 |            |
| 真和設備株式会社                 | 中央区島之内1丁目1番5号        |            |

|                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| 明城建設株式会社             | 住之江区柴谷 2 丁目 5 番 39 号          |
| 有限会社ラディアンズ ハウジング     | 平野区喜連 5 丁目 7 番 2 号            |
| 株式会社岡口電気             | 大阪府東大阪市稲田新町 1 丁目 19 番 27 号    |
| エスエス プランニング          | 大阪府茨木市小柳町 9 番 8 号 B106        |
| 株式会社水道屋              | 大阪府泉佐野市中町 3 丁目 1 番 1 号        |
| リフレメンテナンス            | 大阪府豊中市曽根東町 6 丁目 4 番 26 号 5 号  |
| アイカ総合                | 大阪府堺市堺区一条通 19 番 13 号 上埜ビル 3 階 |
| 株式会社赤井エンジニアリング       | 大阪府東大阪市水走 3 丁目 12 番 13 号      |
| 水道レスキュー P R O        | 京都府八幡市橋本北ノ町 15-304 号          |
| ジャパンベストレスキューシステム株式会社 | 愛知県名古屋市中区鶴舞 2 丁目 17 番 17 号    |

(水道局工務部給水課)

公 告

大阪市公告第 59 号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成 23 年 4 月 22 日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 1 丁目 14 番 16 号  
大阪府咲洲庁舎 40 階  
大阪市港湾局臨海地域活性化室  
電話 06-6615-7797

2 入札に付する物件

土地

| 所在地                   | 地目 | 地積 (㎡)   | 予定価格 (月額)   |
|-----------------------|----|----------|-------------|
| 大阪市住之江区南港北 1 丁目 1 番内外 | 宅地 | 7,054.47 | 1,893,000 円 |

3 入札参加者の資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び大阪  
市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であるこ

と

4 入札実施要領の交付場所等

(1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 前記1に同じ

(2) 入札実施要領の交付方法

平成23年4月22日（金）から同年5月6日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで前記1において無償により交付する。

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成23年5月16日（月）から同年5月20日（金）まで

午前9時30分から正午まで及び午後1時30分から午後5時まで

5 入札執行の日時及び場所

平成23年5月25日（水） 午後1時45分

午後1時から午後1時30分まで受付を行う。

大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎40階

大阪市港湾局入札室

6 入札保証金

見積賃貸借料（月額）の3ヶ月分以上

※入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

7 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（港湾局臨海地域活性化室立地促進担当）

大阪市人事委員会公告第3号

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）、大阪市教職員組合（登録番号第6号）、大阪市学校園教職員組合（登録番号第15号）及び大阪市役所労働組合（登録番号第16号）について、職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成23年4月22日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西 村 捷 三

1 職員団体登録簿中第6項における専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録した。



専従休職者名簿

| 職員団体名       | 登録番号 | 氏名     |
|-------------|------|--------|
| 大阪市職員労働組合   | 1    | 比嘉 一郎  |
|             |      | 南部 芳昭  |
|             |      | 岩中 伸晃  |
|             |      | 宮崎 正   |
|             |      | 田中 浩二  |
|             |      | 徳野 尚   |
|             |      | 黒田 悦治  |
| 大阪市教職員組合    | 6    | 高井 千彰  |
|             |      | 三村 和男  |
|             |      | 楠本 匡   |
|             |      | 増田 純一  |
|             |      | 才福 英樹  |
|             |      | 四牟田 修三 |
|             |      | 松岡 誠   |
|             |      | 稲田 幸良  |
|             |      | 砂子 多代  |
|             |      | 中 敏之   |
| 大阪市学校園教職員組合 | 15   | 鍋田 仁史  |
|             |      | 小林 優   |
| 大阪市役所労働組合   | 16   | 田所 賢治  |

2 登録年月日  
平成23年 4 月12日

(監査・人事制度事務総括局任用調査部調査課)

達

達第10号

大阪市事務専決規程（昭和38年達第3号）の一部を次のように改正する。  
平成23年 4 月14日

大阪市長 平 松 邦 夫

第2条の2第9号中「危機管理室」を「危機管理監の内部組織」に改める。

附 則

この改正規程は、平成23年4月15日から施行する。

(平23. 4. 14揭示済)

## 達第12号

大阪市財産運用委員会規程（昭和44年達第6号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

別表中「危機管理室危機管理担当課長、総務局行政部総務担当課長、総務局行政部行政管理担当課長、市民局市民部総務担当課長」を「危機管理室危機管理課長、総務局行政部総務課長、総務局行政部行政課長、市民局市民部総務課長」に、「財政局財務部財務担当課長」を「財政局財務部財務課長」に、「契約管財局管財部審査企画担当課長、計画調整局計画部都市計画担当課長、計画調整局開発調整部市有地活用担当課長」を「契約管財局管財部財産調整担当課長、計画調整局計画部都市計画課長、計画調整局開発調整部開発計画課長」に、「こども青少年局企画部経理担当課長」を「こども青少年局企画部経理課長」に、「経済局総務部総務担当課長」を「経済局総務部総務課長」に、「環境局総務部総務担当課長、都市整備局企画部総務担当課長」を「環境局総務部総務課長、都市整備局企画部総務課長」に、「都市整備局公共建築部ファシリティマネジメント担当課長、建設局管理部管理担当課長」を「都市整備局公共建築部ファシリティマネジメント課長、建設局管理部管理課長」に、「消防局総務部施設・装備担当課長、交通局総務部管財担当課長、水道局総務部管財調達担当課長、病院局総務部経理担当課長、教育委員会事務局総務部施設整備担当課長」を「消防局総務部施設課長、交通局総務部事業開発課長、水道局総務部管財課長、病院局総務部契約管財担当課長、教育委員会事務局総務部施設整備課長」に改める。

## 附 則

この改正規程は、令達の日から施行する。

## 達第13号

大阪市埋立地分譲委員会規程（昭和57年達第10号）の一部を次のように改正する。

平成23年4月22日

大阪市長 平 松 邦 夫

第2条を次のように改める。  
(所掌事務)

**第2条** 委員会は、埋立地の効率的な分譲の具体的方策に関することを調査審議する。

**附 則**

この改正規程は、令達の日から施行する。